

マージン率等の情報提供について

※ 労働者派遣法第23条第5項に基づいて、下記の情報を提供します。

※ 対象: 令和5年度(令和5年10月～令和6年9月)

① 令和 7年 7月 24 日付け 派遣労働者数

10人

② 令和 6年度 派遣先事業所数(実数)

3 事業所

③ 令和 5年度(令和 5年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

¥31,324円(8時間 全業務平均)

④ 令和 5年度(令和 5年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日)派遣労働者の賃金の額の平均額

¥20,753円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和 5年度(令和 5年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日) マージン率

33.7%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (すべての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和8年3月31日)

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者社会人研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給
新規採用者プログラム訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
システム技能研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 総務部 電話番号 075-256-7872

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んでものです。

事業所名 エクセレンス株式会社
許可番号 派26-300532